

議案第 90 号

鯖江市水道事業の設置等に関する条例および鯖江市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

鯖江市水道事業の設置等に関する条例および鯖江市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 11 月 29 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市水道事業の設置等に関する条例および鯖江市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(鯖江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 鯖江市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年鯖江市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(鯖江市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 鯖江市下水道事業の設置等に関する条例(平成27年鯖江市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。